［四十一　略］	四十二　昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円	［略］	［2・3　略］

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、昭和六十二年度において「昭和六十二年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和六十二年九月十九日付自治地第百八十五号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和六十二年度地方財政措置（第二次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和六十三年二月二十六日付自治地第百八十五号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和六十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「義務教育諸学校施設費国庫負担法」という。）第三条第一項第三号に規定する施設に係るものに限る。）、一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る当該年度分の元利償還金、平成四年度において「平成四年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成四年十月三十日付各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債（地下鉄事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債については、大阪市において同市が経営していた地下鉄事業等を承継するため同市の全額出資により設立された大阪市高速電気軌道株式会社への事業承継（以下「事業承継」という。）前に発行を許可された地方債を含む。）で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成五年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年六月二十二日付自治地第百四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」、「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年十二月二十四日付自治地第二百十九号各都道府県総務部長あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成六年三月十一日付自治地第四十三号各都道府県総務部長、各

［四十一　同上］	四十二　昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円	［同上］	［2・3　同上］

1　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため、昭和六十一年度において「昭和六十一年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和六十一年十一月十日付自治地第百八十九号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和六十一年度補正予算債」という。）のうち、道路事業を除く一般公共事業、一般単独事業のうち公園に係るもの、下水道事業及び一般廃棄物処理事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る当該年度分の元利償還金、昭和六十二年度において「昭和六十二年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和六十二年九月十九日付自治地第百八十五号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和六十二年度地方財政措置（第二次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和六十三年二月二十六日付自治地第百八十五号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和六十二年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、義務教育施設整備事業（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「義務教育諸学校施設費国庫負担法」という。）第三条第一項第三号に規定する施設に係るものに限る。）、一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る当該年度分の元利償還金、平成四年度において「平成四年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成四年十月三十日付各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成四年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般会計の建設費補助相当分に係る地方債並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る当該年度の元利償還金、平成五年度において「総合経済対策に係る地方債の取扱いについて（平成五年六月二十二日付自治地第百四十三号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」、「緊急経済対策に係る地方債の取扱いについつ